

会 見 年 月 日	令和4年1月28日(金)
担 当 課	子育て支援課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6808 FAX 番号：0791-45-3396 (担当者名：名田)

子育て世帯臨時特別給付金支給に係る所得制限撤廃等の検討について

18歳以下の子どもを対象に10万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金について、国より昨年末、所得制限で支給対象外となる世帯等に対して、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用を可能とする通知がありました。これを受け、赤穂市では所得制限により支給対象外となっていた特例給付対象世帯及び離婚等により給付金を受給できなかったひとり親家庭等についても、給付金を支給する方向で検討していますのでお知らせします。

記

1. 支給対象世帯(見込み) 特例給付対象世帯等 約230世帯